

特別定額給付金の申請はお済みですか

小城市ホームページから 特別定額給付金 検索

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和2年4月27日時点で市に住民票がある人を対象に、特別定額給付金（1人につき10万円）を給付します。

申請方法

市から、住民基本台帳（4月27日時点）の世帯主宛てに、「特別定額給付金のご案内」と記載した青色の封筒を郵送でお届けしています。同封されている申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に返信用封筒で返送ください。

申請期限

令和2年8月18日（火）

詳細は市ホームページをご確認いただくか、担当課までお問い合わせください。

問合せ

特別定額給付金事業実施本部（総務課内）
☎ 37・6188

小城ふるさと元気便について

小城市ホームページから 小城ふるさと元気便 検索

新型コロナウイルス感染症の影響により、小城市への帰省を自粛されている市出身で県外在住の学生などを応援するため特産品をお送りしています。

受付の期間は7月31日（金）までとなっています。

申し込みには要件がありますので、詳細は市ホームページをご確認ください。



6月8日現在、386件の申し込みをいただき、特産品をお届けした学生の皆さんからは「懐かしい品々に心が温かい気持ちになりました」「小城市の皆さまの温かさを感じ勇気づけられました」など、多くの感謝のお手紙やメールをいただきました。

問合せ

総合戦略課（西館2階）

【担当】南里・西田

☎ 37・6110

新型コロナウイルス感染症に関する弁護士相談会

小城市ホームページから コロナ相談 検索

新型コロナウイルス感染症に関する法律的な相談会を実施します。「勤務先が休業になったが、給与は出るのか」「会社が経営難なので明日から来なくてよいと言われ、今後の生活のためにどうしたらよいか」など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による法的なお悩みごとに関して、無料で法律相談を受け付けます。

日時	場所
7月2日（木） 13時～16時	ゆめぷらっと小城 2階 会議室1
7月16日（木） 13時～16時	牛津公民館 2階 研修室2-1

相談受付人数 各日先着6人まで
※要予約（開催日の前日までに電話で予約）

問合せ・予約

新型コロナウイルス感染症対策課（西館2階）

【担当】江副・古賀

☎ 37・6156

事業者の皆さまへ 申請期限は7月31日(金)です

お知らせ

☞ 小城市ホームページから ①

応援給付金

検索

②

店舗休業

検索

① 事業継続応援給付金 (個人事業主10万円、 法人20万円)

収入が昨年の同じ月(3月6月のいずれか)との比較で20%以上減った事業者等に、個人事業主に10万円、法人には20万円の事業継続応援給付金を給付しています。

国の持続化給付金(個人100万円、法人200万円)を受けた事業者等も申請できます。

【お問い合わせが多いもの】

Q 「帳簿」とは何を添付し

たらいいのですか。

A 会計ソフトに入力され

ていれば月ごとに出力できますので、売り上げの減少した月を出力してください。日々の売上額が分かるのであれば、ノートやカレンダーに毎日の売上額を手書きで記入したもので結構です。

Q 小城市に住んでいます

が、お店は佐賀市にあります。申請できますか。

A 佐賀市で申請をしていただく必要があります。

Q 自宅で受注して、発注

者宅に伺う仕事です。

A (出張ネイルや家庭教師など) 申請できますか。

A 確定申告書に営業所在地として自宅を記入されていれば申請できます。

Q 昨年起業しましたが確

定申告をしていません。申請できますか。

A 申請はできますが、法人は佐賀税務署(☎32・7511)、個人事業主は税務課(☎37・6103)へ事前にご相談ください。

② 店舗休業支援金 (1店舗5万円)

佐賀型店舗休業支援金(佐賀県)の給付を受けた事業者等、およびその要件に該当しなかった事業者等で市の要件を満たす事業者等に店舗休業支援金を給付しています。

.....
それぞれの添付書類などは市ホームページでご確認ください。申請書やチラシは市内金融機関や商工観光課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

給付金・支援金は課税対象です

事業者が国・県・市から給付を受けた給付金などは「事業収入」となり、年間の収支が黒字の場合は課税対象となります。確定申告の際はご注意ください。

問合せ

商工観光課(東館1階)

【担当】樋渡・中尾

☎ 37・6129

小売店舗等復興応援券を発送しました！

☞ 小城市ホームページから

応援券

検索

復興応援券

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、売上が減少した市内の小売店舗(コンビニエンスストアおよび大規模小売店舗立地法施行令第2条で定める大規模小売店舗以外の事業者で、取扱事業者として登録した市内店舗など)の復興を応援するため「小城市小売店舗等復興応援券」を発送しました。

復興応援券の使えるお店一覧は市ホームページで確認できます。



(市ホームページへ)

問合せ

商工観光課(東館1階)

【担当】江頭・樋渡

☎ 37・6129

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

令和2年6月10日現在

世帯や個人の皆さま	給付	アルバイト収入減で学業継続が厳しい人へ	学生支援 緊急給付金	大学・短大・高専・専門学生など 1人当たり 20万円 （住民税非課税） 10万円 （上記以外）	各大学などの 学生課などの窓口
		休業などによる収入減で住居を失うおそれのある人へ	住居確保 給付金	原則3カ月（最長9カ月）家賃 相当額を支援	小城市生活 自立支援センター （小城市社会福祉協議会内） ☎73・2700
	貸付	収入減で生活が厳しい人へ	緊急小口資金・ 総合支援資金	緊急小口資金（特例） 20万円 以内 総合支援資金（生活支援費） 単身 15万円 以内 2人以上 20万円 以内 （貸付期間：原則3カ月以内）	小城市 社会福祉協議会 ☎73・2700
		収入減で保険税、 保険料の納付が厳しい人へ	国民健康保険税 などの減免	国民健康保険税、 国民年金保険料、 介護保険料などを減免	【国民健康保険税・国民年金】 国保年金課 ☎37・6101 【介護保険】 佐賀中部広域連合 ☎40・1135
	猶予・減免	生活が厳しく 税、公共料金が 払えない人へ	税金の 納税の猶予、 公共料金 の支払猶予	国税・地方税、 電気・ガス・電話料金、 NHK受信料などの 各種公共料金の支払 を猶予	・税については、下記※参照 ・九州電力佐賀営業所 ☎0120・986・303 ・NTT西日本 ☎0800・333・5550 ・NHK佐賀放送局 ☎28・5040 その他は各種窓口へ
		売上減で 税、社会保険料 の納付が厳しい 事業者へ	税金の 納税の猶予、 社会保険料の 納付の猶予	売上が一定程度減少の 場合、1年間、 無担保かつ延滞税なし で猶予 （市税とは） 個人市民税、法人市民 税、固定資産税など	※【国税】福岡国税局 ☎0120・782・538 【県税】佐賀県税事務所 ☎30・3161 【市税】小城市役所 税務課 ☎37・6104 【社会保険料】各種窓口へ
事業者の皆さま	猶予・減免	売上減で 固定資産税の 納付が厳しい 事業者へ	固定資産税 の軽減	売上が一定程度減少の場合、 令和3年度分は 2分の1 または ゼロ に軽減	税務課 ☎37・6103

○対象者が多い支援事業、または申請の必要がある事業の一部を掲載しています。

この他にも支援事業がありますのでお問い合わせください。また、事業内容が変更になる可能性もありますのでご注意ください。

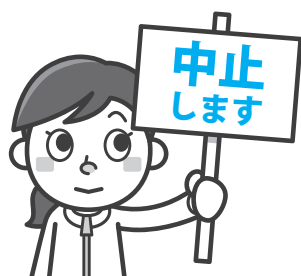
○どこに相談してよいかわからない人は、**新型コロナウイルス感染症対策課（☎37・6156）**でも相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症対策における各種行事の対応状況

令和2年6月10日現在

開催予定日	行事名	開催状況	問合せ
6月21日	第11回小城市ふれあい芸能まつり	中止	小城市文化連盟 (生涯学習課内) ☎72・1616
7月25日	ムーンファンタジア in 三日月	中止	ムーンファンタジア in 三日月 実行委員会事務局 ☎090・1082・5374
7月25日～26日	小城山挽祇園704年祭	中止	小城山挽祇園祭実行委員会 (小城商工会議所内) ☎73・4111
8月2日	小城市子どもクラブ球技大会	中止	生涯学習課 ☎72・1616
8月5日	人権・同和問題を考える講演会	中止	人権・同和対策室 ☎37・6136
8月9日	書聖中林梧竹翁顕彰席書大会	中止	文化課 ☎71・1132
8月19日～20日 (1泊2日)	令和2年度 小城市夏休み子ども宿泊研修	中止	生涯学習課 芦刈公民館係 ☎37・6140
8月22日・23日	心にひびけ!! 映画会	中止	人権・同和対策室 ☎37・6136
8月23日	小城市消防団夏季訓練	中止	防災対策課 ☎37・6119
8月29日	おぎアマチュア音楽祭	中止	商工観光課 ☎37・6129
9月末まで	フッ化物塗布	中止	健康増進課 ☎37・6106

小城市民体育大会・各町町民運動会を中止します



☎72・1616

森永・古庄・古賀

【担当】

(ドゥイング三日月)

生涯学習課

問合せ

7月下旬から8月上旬に開催予定の第16回小城市民体育大会および毎年10月の第2日曜日(小城市は1週間前)に開催している各町町民運動会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止することを決定しました。

開催を楽しみにされていた皆さんをはじめ、多くの関係者の皆さんに大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1 一人一人の基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ・人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）** 空ける。
- ・遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- ・会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用。
- ・家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・**手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う。（手指消毒薬の使用も可）



※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ・地域の感染状況に注意する。



2 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめに**手洗い・手指消毒**
- ・咳エチケットの徹底
- ・こまめに換気
- ・身体的距離の確保
- ・**「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- ・毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



3 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ・通販も利用
- ・電子決済の利用
- ・計画を立てて素早く済ます
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース



公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する



食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて



娯楽、スポーツなど

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン



冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

熱中症予防のポイント

暑さを避けましょう

- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない

こまめに水分補給しましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1～2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに



暑さに備えた体作りをしましょう

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度



適宜マスクをはずしましょう

- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

暑いときは無理せず我慢せずエアコン利用！

(家庭用エアコンはほとんど換気機能がありません)

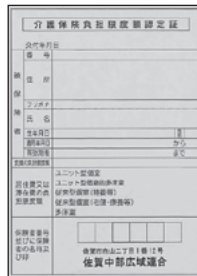
- ・こまめに換気（30分ごとに2～3分程度）
- ・2方向に窓があれば2方向開けて風の流れを
- ・窓が1つの場合、部屋のドアを開けて台所の換気扇を回す

でも「換気」を忘れない！



介護保険負担割合証などの更新について

(問) (申) ・佐賀中部広域連合 給付課 【担当】 勝見 ☎40・1134
 ・高齢障がい支援課 (西館1階) 【担当】 古川・手塚 ☎37・6108

	介護保険負担割合証	介護保険負担限度額認定証
対象者	要支援・要介護認定を受けている人や事業対象者	介護保険施設に入所している人やショートステイを利用する人
証の色	白色 	ピンク色 
現在の有効期限	7月31日 (金)	7月31日 (金)
更新の手続き	手続きは不要。 佐賀中部広域連合から新しい負担割合証を郵送します。	8月以降も認定証が必要な場合は、6月1日～30日に、佐賀中部広域連合または高齢障がい支援課に更新の申請をしてください。
新しい証の到着	7月中旬	7月中旬

※介護サービスを利用している人は、新しい負担割合証・負担限度額認定証をケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。